

「いしかわトライアルステイサポート事業」業務委託プロポーザル実施要領

1 概要

県外の若者（主に学生）等を「いしかわステイ魅力発見隊」の隊員として登録し、県内で1週間～1か月の間、観光業や農業などに従事し収入を得ながら、交流・体験活動などにより石川の良さを感じ、本県の魅力をSNSや口コミ等で発信していただくとともに、参加後の定期的なイベント情報の提供等により、継続して本県に関わる石川ファンを増やすことで、将来的な移住の裾野の拡大につなげる。

(参考) 「いしかわトライアルステイサポート事業」とは

働きながら交流を行う「ワーキングホリデー」の実施や、様々な交流・体験メニューの発信、参加者のニーズに合わせた企業や交流・体験メニューとのマッチングやフォロー等を行うことを通じて、石川県に縁がなかった人が本県を訪れ、継続して関わりを持っていただくことを促し、継続的な交流人口の拡大及び、将来的な移住希望者の掘り起こし等に繋げる。

2 委託事業の概要

- (1) 業務名：いしかわトライアルステイサポート事業
- (2) 業務内容：「いしかわトライアルステイサポート事業」業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間：委託契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 委託費用：9,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 本プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 石川県内に事業所を有する民間企業等で委託事業を遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 職業紹介についてのノウハウ等を有すること。
- (3) 本プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 石川県から競争入札の指名停止又は見積もり合わせへの参加排除を受けて、企画提案受付期間において、指名停止期間中又は参加排除期間中にある者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他、石川県の業務を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (6) 石川県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において未納がない者であること。

4 募集方法

ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和2年3月27日（金）17時まで

(2) 受付方法

質問書（様式第2号）をFAX又はメール等により、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会まで送付してください。送付先は「10 問い合わせ先」に同じ。なお、提出した場合は、電話にて到達の確認をお願いします。

(3) 質問事項の回答

令和2年3月31日（火）までに、質問書の提出があった者あてに、FAXまたは電子メールで回答します。

6 審査参加申込書及び企画提案書の提出

(1) 提出期限：令和2年4月7日（火）17時（必着）

(2) 応募方法：持参又は郵送（FAX、メールでの応募は不可）

(3) 提出書類：下表のとおり

提出書類	形式	部数	様式
① 審査参加申込書	A4	1部	別紙
② 企画提案書 ・企画提案の内容 ・業務実施スケジュール ・経費の概算見積書（内訳含む）	A4	5部	様式任意
③ 参考資料（組織概要、過去の実績等）	A4	5部	様式任意

(4) 提出先 下記「10 問い合わせ先」に同じ。

(5) 留意事項 ①一提案者（法人）が複数の企画提案をすることは認めない。

②本審査に係る経費は全て提案者の負担とする。

③提出された書類は、一切返却しないこととする。

④プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。

⑤提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

⑥書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。

7 審査会又は書類審査の実施

・実施日 令和2年4月9日（木）

（審査会を実施する場合）

・審査は、原則、参加申込書が提出された順番で実施する。

・1社あたりの時間は、15分（プレゼンテーション10分、質疑応答5分）とする。

・審査会の出席者は、1社あたり3名までとする。

・プロジェクターの用意は行わないものとする。

8 審査方法

(1) 審査基準

下記の評価項目に従い、提出書類及び必要に応じて実施するプレゼンテーション内容の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

評価項目	企画提案の内容	(1) 県外の若者（主に学生）等の参加者の募集及び県内の受入企業の確保について、効果的な提案がされているか。 (2) 交流・体験メニューの掘り起こしや参加者のサポート体制について、効果的な提案がされているか。
	業務の実施体制及び団体の実績等	事業を円滑かつ確実に実施できる体制・スケジュールとなっているか。同様の事業の広報、企画運営について過去の実績があるか。
	価格	事業内容の質・量ともに金額に見合ったものとなっているか。また、費用対効果が優れているか。

(2) 優先交渉権者の決定及び選考結果通知

①審査において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

②選考結果通知は、別途通知する。

通知方法：応募者の代表者（担当者）宛書面にて通知

なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

9 契約締結について

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、石川県財務規則を踏まえて契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

10 問い合わせ先

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（石川県企画振興部地域振興課内（行政庁舎8階））

住 所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

電 話：076-225-1312

FAX：076-225-1328

メールアドレス：iju@pref.ishikawa.lg.jp